

特定医療費（指定難病）助成制度 指定医の申請手続きについて

- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に定める「特定医療費（指定難病）助成制度においては、都道府県知事や政令指定都市市長による指定を受けた医師（指定医）のみが患者の申請に必要な「臨床調査個人票（診断書）」を作成することができます。
- 指定医の申請は、主として指定難病の診断を行う勤務地が政令指定都市にある場合はその政令指定都市、政令指定都市以外の市町村にある場合は所在地の都道府県に申請することになります。そのため、横浜市内に主として指定難病の診断を行う勤務地がある場合は、横浜市に指定の申請をしてください。
- 出張等で一時的に市外の医療機関で臨床調査個人票を作成する場合は、横浜市の指定医番号を用いて作成して構いません。
- 指定医には、新規申請及び更新申請に必要な診断書の作成ができる「**難病指定医**」と更新申請に必要な診断書のみ作成ができる「**協力難病指定医**」の2種類があります。申請要件については、下の表をご確認ください。

【指定医の区分と申請要件について】

区分	(1) 難病指定医	(2) 協力難病指定医
内容	指定難病患者の支給認定に係る 新規申請・更新申請 に必要な診断書の作成ができる	指定難病患者の支給認定に係る 更新申請 に必要な診断書の作成ができる
申請要件	<p>○診断または治療に<u>5年以上</u>（医師法に規定する臨床研修を受けている期間を含む）従事した経験を有する医師</p> <ul style="list-style-type: none"> • ①～②のいずれかに該当する者 ①学会が認定する専門医の資格を有すること（3～5ページ参照） ②都道府県知事や政令指定都市市長が行う研修または難病指定医オンライン研修を修了していること • 診断書（新規申請・更新申請）を作成するのに必要な知識と技能を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> • 都道府県知事や政令指定都市市長が行う研修または難病指定医オンライン研修を修了していること • 診断書（更新申請）を作成するのに必要な知識と技能を有すること <p>【QRコード】難病指定医オンライン研修</p> 

【申請書類について】

次の書類を下記の「提出先」に送付してください。

- (1) 指定医指定申請書
- (2) 医師免許証の写し
- (3) 難病指定医の申請：専門医に認定されていることを証明する書類（写し可）
または難病指定医の研修を修了したことを証する書面（写し可）
協力難病指定医の申請：協力難病指定医の研修終了を証明する書類（写し可）

【提出先および問合せ先】

〒231-0062

横浜市中区桜木町1-1-56 みなとみらい21・クリーンセンター

横浜市健康福祉局医療援助課 難病対策担当宛

電話：045-671-4040（直通）

【留意事項】

- ・審査後、指定する場合は、横浜市から申請者宛に指定通知を送付します。
- ・指定を行った医師の氏名及び、主として指定難病の診断を行う医療機関等を横浜市のホームページ等で公表します。
- ・指定医の指定の有効期間は5年間です。指定の更新については次のとおりです。
 - (1) 専門医の資格を有する指定医については、指定の更新を行う際に、専門医の資格を有していることが必要であり、5年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失うこととなります。申請書に記載した専門医資格の更新をしなかった等の理由により、当該専門医の資格を失った場合には、届け出る必要があります。
 - (2) 専門医の資格を有しない指定医については、指定から5年ごとに研修の受講と更新申請が必要となり、その更新を受けなければ、その効力を失うこととなります。
- ・【注意】「指定医」と「指定医療機関」は別の指定になります。「指定医」の行った診断、治療であっても、「指定医療機関」で行われたものでなければ医療費助成の対象にはなりません。

【変更の届出事項】

- ・申請内容に変更があったときは、変更のあった事項及び変更年月日を、指定を受けた市長に届け出る必要があります。
 - ① 氏名、生年月日、電話番号、医籍登録番号・登録年月日、担当する診療科名
 - ② 主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地
- ・横浜市の指定を受けた指定医は、主として指定難病の診断を行う医療機関を、横浜市以外の市町村に所在する医療機関に変更したときまたは変更しようとするときは、改めて、変更後の当該医療機関の所在地を管轄する都道府県や政令指定都市に、新規の申請を行う必要があります。あわせて、横浜市に当該医療機関の変更があった旨を届け出る必要があります。
- ・指定医は、指定医の辞退をするときは届け出る必要があります。また、指定医が死亡した場合には、その者の親族または診療に従事していた医療機関の管理者が届け出る必要があります。

【別表 1】

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	

【別表1】

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
	周産期（母体・胎児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本専門医機構	総合内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医
	脳神経外科専門医
	放射線科専門医
	麻酔科専門医

【別表1】

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	病理専門医
	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	消化器病専門医
	循環器専門医
	呼吸器専門医
	血液専門医
	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
	糖尿病専門医
	腎臓専門医
	肝臓専門医
	アレルギー専門医
	感染症専門医
	老年病専門医
	神経内科専門医
	消化器外科専門医
	呼吸器外科専門医
	心臓血管外科専門医
	小児外科専門医
	リウマチ専門医
	小児循環器専門医
	小児神経専門医
	小児血液・がん専門医
	周産期専門医
	婦人科腫瘍専門医
	生殖医療専門医
	頭頸部がん専門医
	放射線治療専門医
放射線診断専門医	
手外科専門医	
脊椎脊髄外科専門医	
集中治療専門医	
消化器内視鏡専門医	